

羽村第三中学校 令和6年度 部活動について（保護者の方へ）

1 部活動の基本的なあり方

① 部活動の意義

部活動は、心と体を鍛え、個性の伸長を図ると共に、余暇の有効活用・規則を守り礼儀正しい人間を育成することや単に技能を高めることだけでなく、お互いに協力し助け合い、思いやりの心を育てる場でもあるということにおいて意義のある活動であります。

② 部活動の成立

部活動は、「生徒の強い希望・保護者の了解・活動のための諸施設」の条件がそろい、活動を指導する「顧問の先生の好意」のもとに行うものです。以上の4つの条件が全てそろって、部活動が可能となり、どれか一つが欠けても活動は成立しません。

顧問の教員が異動した場合、できる限り対象の部の活動を継続できるようにしていきますが、顧問のいない場合や他校との合同部活動等が不可能な場合は休部・廃部も考えられます。

③ 保護者の方へのお願い

現実に、本校及び周辺校でも、活動を希望する生徒がいても、活動場所が確保できないことや、指導のできる先生がいないことで、日常の活動や大会へ出場できない生徒もいます。部の活動は教員だけでは難しいことが多くの場面で考えられます。保護者の方にはぜひとも可能な範囲で、部の活動を支えていただきたいと思います。よろしく御協力をお願いします。

生徒には以下の様に話していますので、保護者の方からも伝えてください。

「みなさんが当たり前のように毎日の活動を行い、練習試合や大会に出場できるのは、その活動を支えてくださる保護者の方はもちろん、顧問の先生、さらにはさまざまな面で活動を支えてくださる周囲の方々のおかげです。各部活動に所属し活動を行う生徒は、これら関係するすべての方々への感謝の気持ちと、部の一員としての自覚をもち、責任ある行動をとっていくことが必要です。また、部活動だけに集中するあまり学習活動、学校行事、学級活動、生徒会活動などがおろそかにならないようにしていかなければならないものです。」

本校の部活動は強制参加ではなく、本人の希望によるもので、なるべく多くの生徒が積極的に部活動に参加し、心身共に成長する場として活動に取り組んで欲しいと願っています。もしご心配なことがおありの場合は、遠慮なく、御相談ください。

2 入部方法

- 毎年、年度当初に更新のための「部活動入部届」に必要事項を記入し、保護者が印を押して各顧問に提出します。顧問が入部を認めたのち、正式入部となります。また、新入生については仮入部期間を設けます。

3 退部および転部について

- 原則として部活動は、三年間継続して取り組むものとしませんが、やむを得ず退部および転部する場合は、関係する顧問、保護者、担任と本人がよく話し合った上で退部します。「部活動退部届」に必要事項を記入し、顧問の先生に提出します。転部する場合は、新たに「部活動入部届」に必要事項を記入し、顧問の先生に提出し、入部を認めたのち正式入部(転部)とします。

4 活動上の約束

- 以下の約束は、羽村第三中学校の全ての部が守るべき最低限の約束として生徒にも配布したものです。なお、約束を守ることができない部は、活動停止等の措置も検討するので、各部・各自で徹底することとしています。

① 学校行事の優先

- 部活動と学校行事では学校行事を優先するものとする。部活動を行うにあたっては、まず、学級活動、清掃活動、委員会活動その他自分の仕事を、責任をもって行い、その後部活動に参加することになります。

② 公共物を大切にす

- クラブ用具および教室・校庭などの学校施設は、顧問の先生は責任者の許可を得て大切に使用する。また、使用場所の鍵の管理には特に責任をもち、返却までしっかりと行う。

③ いじめや暴力の禁止

- 部活動内でのいじめや仲間はずれ暴力は一切認めない。（顧問会で審議し、活動停止とする）

④ 定期考査前の活動

- 定期考査の7日前、及び定期考査期間中は、原則として部活動を停止します。大会・発表会などを目前に控えた場合など、特に活動を要する時は短時間で練習が認められます。

⑤ 更衣・荷物管理の徹底

- 更衣は決められた更衣場所で行い、更衣後の荷物は活動場所へ持っていき各自で管理する。

⑥ 下校の徹底

- 部活動終了後は顧問の先生の指示に従い速やかに下校する。下校せずおしゃべりをしていたり、他の部の生徒の解散や下校を待ったり時間にルーズな行動はとらない。また、寄り道をせずまっすぐに帰宅すること。下校途中の買い食い等は厳禁です。

⑦ 再登校時について

- 原則として再登校はしない（安全確保）。他学年の授業の終了を1時間程度待って部活動が開始される場合は、部ごとまたは学年で指示された待機場所で静かに待機する。2時間以上待つ必要がある場合は再登校となります。再登校する場合、自転車の使用は禁止です。

⑧ 自転車の利用について

- 大会や他校での練習試合のための自転車の利用については、保護者の許可のもと顧問の判断で認めます。*自転車賠償保険に加入していないと、自転車を利用できません。
*ヘルメットは必ず着用するようにご準備、御指導をお願いいたします。

⑨ 昼食について

- 昼食（弁当）は、顧問から指定された場所でとり、ゴミは必ず持ち帰ることになります。

⑩ 水分補給(水筒)について

- 休日や休業中の長時間にわたる練習の場合・昼食が必要な場合は、気候条件等を考慮し、顧問の指示のもと水筒を各自で持参しても良いものとします。また、夏休み前後の指定された期間は、平日でも水筒の持参が許可します。※水筒については、ペットボトルや紙パックは、禁止とする。（カバーのつけたペットボトルは水筒とみなす。）中身は、お茶か水もしくは、スポーツドリンクとしてください。

⑪ 各部ゴミの後始末の徹底

- 活動場所及び更衣場所は使用する部が責任を持って清掃を行う。各部の更衣場所および清掃場所は別紙の表で確認すること。大会や練習試合の後はゴミが目立つので特にしっかりと行うこと。

その他

* 平日の活動時間は2時間程度です。

* 休日は半日でどちらか1日を休日とします。

* 学校生活で保健室を1時間以上利用した場合は安全上、生徒の自己判断ではなく、放課後の部活動の参加の仕方を必ず部活の顧問の先生と相談して決めるよう御家庭でも御指導お願いいたします。

5 部 費

部費は原則として保護者の会（保護者会計担当）において管理してください。それ以外に部員から部費を徴収するときは、顧問と保護者の会代表等と相談の上で徴収し、会計報告を要求されても不備のないようにしておいてください。

6 独立行政法人日本スポーツ振興センターについて

学校管理下（登下校中や他校での練習試合なども含む）で起きた事故やけがにかかわる治療費については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続きをとることにより、1,500円以上かかった治療費については、全額給付されます。

所定の用紙(プリント右側参照)をかかりつけの医師に記入してもらい、養護教諭に提出することで手続きされます。手続きをされる際には部活動顧問、または養護教諭までお知らせください。用紙をお渡しいたします。